

第103回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和6年5月15日（水）午前9時30分から10時40分
- 2 開催場所 久賀公民館 2階 大会議室

3 出席農業委員 （12人）

- 1 番 宮本 平
- 3 番 大谷 正樹
- 4 番 沖村 和哉
- 5 番 角井 雅之
- 6 番 小柳 貴史
- 8 番 大内 清香
- 9 番 岡村 淳史
- 10 番 藤元 敬介
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 13 番 田中 豊文
- 14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （2人）

- 2 番 岡崎 裕一
- 7 番 袴田 光夫

5 出席農地利用最適化推進委員 （4人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会 1 周防大島町農業委員会総会議事録の訂正について

報告事項 1 農地現況証明願による現況証明について

そ の 他 諸連絡

7 農業委員会事務局職員

事務局長 辻田 建一

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村竜太郎

議長	それでは、只今より第 103 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 9 件、審査会 1 件、報告事項 4 件その他諸連絡の予定でしたが、議案につきまして 1 件申請の取り下げがありましたことから、8 件に変更となります。この後事務局から説明していただければと思います。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。次に、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名、本日、農地利用最適化推進委員は 4 名出席して頂いております。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 6 番小柳委員と、8 番大内委員によりしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に事務局から議案について訂正及び報告があります。
事務局	議案の訂正につきまして、日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 6 について、議案書の譲受人の経営面積が、取得後 19,701 m²と記載されておりますが、利用権を設定しているため取得後も 15,875 m²となります。議案書について本日農業委員の方には一枚紙を推進委員の方には議案書をお配りしておりますのでご確認下さい。議案の訂正は以上です。次に日程 2、議案第 2 号、農地法 5 条の規定による許可申請 No. 2 について審議を予定しておりましたが、申請人から事業計画の見直し等の理由により許可申請の取下の申出がありました。従いまして、審議の必要がなくなったため No. 1 のみご審議いただきますようお願いいたします。以上です。
議長	それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町地家室●●●●、譲渡人、山口県田布施町●●●●●、申請地、大字地家室、字佐連中、地番●●●●、地目畑、面積 330 m²他 1 筆合計 725 m²です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 400 m²、取得後は 1,125 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、農地の管理が困難なため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、野菜販売を中心にレストランや道の駅などへの販路拡大を考えている譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要

件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、露地野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員1番宮本委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 番

先日川西委員と園地を訪問して譲受人の話を伺いました。譲受人は3年前移住をされて営農をしている状況です。佐連の地域は全然若い人がいなくて荒れていたんですけど新しく畑を借りてほとんど耕作放棄地だったんですけどそこを開墾してニンニクとかサツマイモとかを作ってとても意欲的な青年です。農業以外にもひじき生産とかをしていて経営的にも多角経営をしてこれからどんどん伸びていくような経営をされている方でした。この件は対象となる畑3ページの緑の部分ですね、そのすぐ道路挟んで反対側に自宅を建てていてそのとても近いところにある畑になります。ちょっと海がすごく近くて山に沿ったところなので風がとても強いところではあるんですけどちょっと変形の土地なので野菜の育苗ハウスとかそういったものを建てて使いたいというような意向をされていました。地域計画の策定にもとても意欲的で今後佐連地域、この地域だけではなくて東和地区とか大島にとってとても重要な役割を果たしてくれると期待できる人です。その一つの足掛かりとしての申請なのかなと感じました。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町外入●●●●、譲渡人、神奈川県川崎市●●●●、申請地、大字外入、字中川、地番●●●●、地目畑、面積369㎡他4筆合計

1,154 m²です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在 0 m²、取得後は 1,154 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5 ページから 8 ページをご覧ください。本事案については、高齢で農地の管理が困難なため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、会社を定年退職し時間に余裕が出来たため、営農活動に力を入れたい譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、柑橘や野菜などを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 1 番宮本委員、推進委員 1 7 番山根委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 番 先週山根委員と現地を確認しに行きました。現地はアサギマダラで有名な公園のある近くです。あのあたりは段々畑がたくさんある所で一步間違えると耕作放棄地がすごく広がっていくようなところですけどすごく整備されていて畑自体は形は均一ではないので機械を使った管理は非常に難しいとは思いますが今もミカン、柑橘類が植わっていて適切に管理されている畑でした。譲受人譲渡人ともに山根委員もよく知っている方ということでしっかり引き続き耕作してもらえらるだろうということでこの現地を確認しても適正に管理すればすぐに問題ない営農ができるかなと思います。

議長 山根委員さんどうでしょうか。

1 7 番 (推進委員) 今言われた通りと同じですがやっぱり軽トラがギリギリ入るか入らないかというところがちょっと問題なくらいです。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。小柳委員。

6 番 譲受人が所有したり借りたりという土地が全く記載がないですが本人が借り

たというのではなくて他の持ち主の所を耕作しているとかそういう感じなのですか。

事務局 補足です。母親名義の所の経営があるということを聞いています。

6 番 わかりました。

議長 他に何かご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町志佐●●●●、譲渡人、広島県広島市●●●●、申請地、大字志佐、字山家、地番●●●●、地目田、面積229㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在4,997㎡、取得後は5,226㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、8ページから12ページをご覧ください。本事案については、申請地を取得し、収穫など民泊の体験の場として活用したい譲受人の要望に対し、農業規模の縮小を考えていた譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員7番袴田委員、推進委員7番中原委員

からその後の補足説明を求める予定でしたが本日欠席のため事務局が説明内容を確認したうえで報告をいたします。

事務局 袴田委員から、12日に中原委員と現地を確認しましたが、既にきちんと管理されており、特に問題ないと思います。との報告を受けています。以上です。

議長 ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.4についてですが、私の担当議案ですので、議事の進行を宮本職務代理と交代します。

職務代理 No.4について、本案件は角井委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与することができません。角井委員につきましては、一旦退室をお願いいたします。

(角井委員退室)

それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.4、申請人、譲受人、周防大島町土居●●●●、譲渡人、周防大島町土居●●●●、申請地、大字土居、字杉ノ森、地番●●●●、地目畑、面積593㎡他4筆合計6,302㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在40,696㎡、取得後は46,998㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、12ページから17ページをご覧ください。本事案については、基盤整備が予定されている申請地で整備完了までに譲り渡したい譲渡人の要望に対し、基盤整備前の申請地を買い受けることにより、園地の集積を図り、効率的な農業を営みたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地

所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来通り柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理 引き続きまして、地区担当の農業委員14番廣岡委員からその後の補足説明がありましたらお願いいたします。

14番 この9日に農地利用最適化推進委員の中尾委員と現地を確認するとともに譲受人の説明を受けました。先ほど事務局から説明があり申請書13ページに書かれておる通りなんですけれども今回土居地区における基盤整備事業の対象地域です。その対象地域を当初から譲受人に譲り渡す予定でしたけれども事業実施期間がまだありますので事前にもう渡したいということで今回の申請に至ったみたいです。現地については若干もうすでに手が入らなくなっていますから譲渡人の方は現地に行かれることはないので荒れ気味にはなりかけているんですけどいずれにしても基盤整備事業が入ることですから今からそこがきれいな園地になって経営継承されるということについてはいいことかと思っています。譲受人の意向から言うと現在所有農地の方で久賀の園地を3筆持たれておるかと思いますがそれを土居地区に集約したいという意向もあるみたいです。面積規模がありますからご本人夫婦と親戚と経営継承ができれば一番理想形の畑ですので経営として実施がされることについては問題ないと思っています。以上です。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。角井委員は入室してください。

(角井委員入室)

それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長

続いて、No.5 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.5、申請人、譲受人、周防大島町戸田●●●●、譲渡人、愛知県豊橋市●●●●、申請地、大字戸田、字松尾、地番●●●●、地目畑、面積310㎡他1筆合計1,066㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在17,529㎡、取得後は18,595㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、18ページから22ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており、後継者もないことから申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地は自宅より道を隔てた先で耕作に便利のため譲り受けたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来どおり耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員8番大内委員、推進委員11番中川委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番

5月11日の午前中に推進委員の中川さんと譲受人にお会いし現地を確認しました。園地は譲受人の家の道路を挟んで向かい側にあり譲渡人が高齢になられたということで譲り受けたいということでした。すでにミカン石地が植えられており譲受人が栽培されているということでした。譲受人は現在一町八反のミカン栽培を管理されておりそのうち八反は新規就農者に貸し出しをするなど若手育成にとっても熱心な印象でした。収穫などは後継者の息子さんがおられるということでそちらもとても意欲的に収穫等作業されているということなのでそのため今後の管理や栽培に問題はないかと思います。

議長

中川委員。

11番 (推進委員)	譲受人はお年が89才と高齢に思われますがこの農業委員の方はほとんど知っておると思いますが意欲的な方です。畑も私以上によく出て頑張っております。それと先ほど言われましたように後継者ここに60と書かれていますが企業の方もやめるといってお父さんのほうから話を聞いております。それとたいへん意欲があるということで進めていったらいいかと思ひます。
議長	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。 (質問等なし) ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.6について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.6、申請人、譲受人、周防大島町椋野●●●●、譲渡人、周防大島町久賀●●●●、申請地、大字久賀、字権現、地番●●●●、地目畑、面積3,826㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在15,875㎡、取得後も15,875㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、22ページから26ページをご覧ください。本事案については、利用権の設定により貸している当該農地を譲渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応じるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来どおり、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員、推進委員3番松田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6 番	先日松田推進委員と一緒に現地で譲受人に話を伺ってきました。現地は以前から譲受人が借りて生産しているところなんですけど今は苗木を計画的に植えてあってこれがいずれ成園化した場合にはここを譲受人の経営の中心にしたいというような意向でした。隣接する園地についてもいずれ取得するという計画でしてここに譲受人の園地が固まってできるということになるんだと思います。特に問題はないかと思います。
3 番 (推 進 委 員)	小柳委員と先日まいったんですけど場所的にも優良的な農園でありますし今2年生3年生の状況になっていますが草刈りも行われきちんと整備されていると思います。さっき言われた集約農業をするということで今後は楽しみであります。
議長	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。 (質問等なし) ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.7について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.7、申請人、譲受人、周防大島町久賀●●●●、譲渡人、大阪府豊中市●●●●、申請地、大字久賀、字友石、地番●●●●、地目畑、面積 1,309 m ² です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 8,591 m ² 、取得後は 9,900 m ² です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、26 ページから 30 ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており農地の管理が困難なため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を譲り受け、柑橘を栽培したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転

貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員、推進委員3番松田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6番 先日松田推進委員と一緒に譲受人にお話を伺いました。現地は譲受人が今経営している畑の近くにある土地なんですけれどもここにある倉庫が使用できるということでここを購入するということになったようです。現地については今荒れている状況なのでここをきれいにして柑橘類を栽培したいということでした。周りに宅地等もありますので今生えている雑草を処分する際には十分注意して作業するようということも言っておりました。特に問題はないと思います。

3番
(推進委員) 先日小柳委員と一緒に確認したんですけど当地に隣接する町道もあり農地パトロールするときもここだけが荒廃地になっていますので今回このように農地復帰すればこの地区の近隣にも迷惑かかることなしに今後の農地パトロールがまた楽しみになっています。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。

5番 防除等についても宅地周辺の防除は気を使いますので事前に防除されるときとかは調整をしていただくように追加してお伝えいただければと思います。

議長 これは小柳委員、松田委員、譲受人に会ったときにまたご指導いただければと思います。他になにかご質問なりご意見がありましたらお願いします。宮本委員。

1番 この売買価格が●●万円というのは何か畑以外に含まれた価格なんですか。畑だけで●●万円するんですか。倉庫ですか。営農するに当たり倉庫は必要なものなのでいいと思いますが新規就農されたばかりでこれだけまとまったお金がぽんと出てくと今後の営農に支障が出ないといいなとちょっと心配なところなんですけれども。荒廃している畑ということでちょっと金額を確認させていただきました。

議長 これについても小柳委員、松田委員、また新規就農者を心配させては意味がないからご指導をよろしくお願いします。他になにかご質問なりご意見があ

りましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1申請人、譲受人、周防大島町戸田●●●●、譲渡人、周防大島町東三蒲●●●●、申請地、大字戸田、字浜、地番●●●●、地目畑、面積79㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。事業計画については駐車場です。続いて許可基準について説明します。資料は、30ページから34ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場沖浦出張所から西に273mの位置にある、第3種農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は町内で接骨院を営む個人で、店舗の駐車場として利用したい要望に対し、譲渡人が応えるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、銀行の預金残高の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後6か月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地南の●●●●番地の土地も併せて駐車場にする計画です。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上のことから農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員8番大内委員、農地利用最適化推進委員11番中川委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8 番	5月11日の午前中に推進委員の中川さんと譲受人にお会いし駐車場にした いという土地を確認に行きました。譲受人は4月から整骨院をすでに営業開 始されておりお客さんの入る駐車場を整備されたいということでした。33 ページを見ていただきたいんですけどもこちらに詳細があるのですが黄色 で塗られている場所をすでに宅地になっていてこの宅地を現在駐車場として 使われておりました。34ページに拡大図があるのですが実際に園地を確認 すると1の駐車場入り口自体が車一台が入るような普通車が入るスペースに なっていてちょっと斜面があって浮き上がっていく状態になっています。そ のため駐車したお客さんがバックで出るところにかなり不便を感じて おられるということで●●●●番地の今農地として申請されている場所をつ なげて駐車場にしそこから出口につなげていきたいというお話でした。そ の実際の●●●●番地の土地は購入される前は譲渡人の親族の方が建具屋さ んの倉庫を建てられていたり廃材が置いてあるということで農地として活用 されていなかったということでした。そのため土地の状況からしても畑や農 地として活用するのは時間を要するのではないかという印象でした。そのた め現在の接骨院の駐車場として活用されるのが妥当なのかなという印象で す。以上です。
11番 (推進委 員)	34ページの図面ですが5台車を止めます。なかなか出たり入ったりが大変 でもう少し斜めにしないと出にくいかなという感じはしました。今の真ん中 を駐車場にしないとこの駐車場が活きないという風に感じました。
議長	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。 (質問等なし) ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに 賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続い て、日程3、審査会1、周防大島町農業委員会総会議事録の訂正について事 務局より説明をお願いします。
事務局	審査会1、周防大島町農業委員会総会議事録の訂正についてご説明します。 本日お手元に配布しております資料をご覧ください。第68回周防大島町農 業委員会総会の議事録について、16ページから17ページにかけて誤りが判 明し、今回訂正の議題に挙げさせていただいております。訂正箇所について

は朱書きで記載しておりますのでご確認下さい。訂正内容としましては、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請No.2について、事務局の説明内容の一部がNo.1と重複しておりました。お詫びの上ご報告申し上げます。議事録については、事務局の方で作成し、議長及び総会において定めた議事録署名人に確認後署名を頂いておりますが、今後は再発防止に向け相互チェック体制の強化を図りたいと考えております。今現在ホームページに公表されております議事録については、今回の訂正の承認後速やかに議事録署名人に署名していただき、末尾にただし書を追記したものを議事録の原本として保管及び公表したいと考えております。なお、本日欠席で採決に加われなかった農業委員の方には、直接報告させていただく予定としております。以上です。

議長 ただいまの事務局の説明でご質問などはございませんか。田中委員。

13番 今のご説明でホームページの差し替えをするということでしたけどこれはどういう風な方法で差し替えるのかきちっとホームページ上でですねこれを差し替えますという説明をして差し替えるべきだと思いますがその辺具体的な方法をご説明いただきたいと思います。それとですねこの議事録の訂正今回の審査会にかけるといのは何に基づいてこの議事録の訂正を審査会にかけるといふ風なことになったのかその辺も合わせてご説明をお願いします。

議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 休憩前に引き続き総会を再開します。事務局からの答弁をお願いします。

事務局 まず公表の方法についてですが今現在議事録については第何回、第何回というように PDF データで貼り付けさせていただいています。そこに今回訂正分のものを訂正しましたという旨を記載させていただいて公表させていただきたいと考えています。次に今回なぜ総会に諮る運びになったかということと今回ご覧のとおり16ページから17ページ、1ページ近くにかけて訂正があったということを踏まえまして、ただ単に訂正をとというよりかは総会の方で諮らせていただきたいということで今回議題にあげさせていただいた次第です。以上です。

議長 東谷委員。

11番 今回この訂正についてよく趣旨は分からないんですけれどもこの68回のもう3年ぐらい前の案件ですけれどもなぜ今頃になってこの訂正に気が付いた

んですか。その経緯なんかはどうなっているんですか。

事務局 こちらはですね、議事録の訂正、ここの議案についてのお問い合わせがありましてその件を踏まえて調べさせていただいて今回議事録の誤りが判明いたしました。以上です。

議長 東谷さんいいですか。田中委員。

13番 まずホームページについてですが先ほどのご説明だとこの68回のホームページの中の68回をクリックしたらそのクリックした段階で訂正しますという告知をしますという風に聞こえたんですがそれじゃあ68回を開かないと訂正したのがわからないということになって私が言っているのはきちっと農業委員会のページで68回の議事録を訂正しますということを知らせないと訂正の意味がないんですねそこはどういう風に具体的に告知をするのか。どこでホームページのどこで皆さんが見る人がわかるような形で訂正するのかどうか。知らない人もここにいる人は68回のそのリンクをクリックすれば訂正したのがわかるでしょうけど一般のユーザーの方が訂正したことが事実がわかるように訂正しないとやっぱり意味がないと思うんでその辺をもう一回ご答弁をお願いします。それと総会に諮るというのは訂正があったので確かに総会に諮られることがどうこうって言うわけじゃなくてそのもともこの議事録自体は総会に諮ってないわけで訂正をすることをこの総会に諮って審査会で採決をするということがですねそれがどこで決まっているのか決まってないのかそこをご答弁ください。

事務局 訂正の公表の仕方についてなんですが一般の方住民の方に周知できるように新着情報にはあげようと思いますのでそちらのほうでホームページを開いていただいたら確認できるような形を取らせていただきたいと思います。次に今回農業委員会総会に諮るその基準というかなぜ諮ったかっていうのは特に諮らないといけないという規定はございません。今回先ほどもお話しさせていただいたんですが1ページ近くあったので事務局として今回は議題としてあげさせていただいたということです。以上です。

議長 田中委員。

13番 わかりました。まあ総会に訂正をあげられることはいいんですが規定がない議事録の訂正とかがあってはならないことなんですけど今回あったわけですから他にもあるかもしれない。で今後ですねこういうことがあった場合に総会に諮って訂正しますということをやはりルールとして設けておかなきゃあならないことだと思います。まあ今回は事務局の判断でやったということになるのかもしれませんがたしか新しいルールを運用する場合は事前に総会

に文書をもって書面をもって提案してそれに基づいて運用すると運営するということだったと思いますがその辺との整合性っていうのは。事務局はその時に確か事務局が提案すればそれは除外されるのかと言ったらいや事務局も含まれるということだったと思いますのでまあそうじゃないとですね骨抜きっていうか形骸化されてしまいますので事務局が新しいルールを提案する際もやっぱり文書をもって事前にこういうことで運営しますとまあ同時でもいいんですがこういう風な形で運用しますということをまずは総会に諮ってもらわないとといけないんじゃないかと思いますがその辺のご見解ご答弁ください。今後のことも含めて。

議長

暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き総会を再開します。今の田中委員からの質問を受けて基本的な考え方をご説明申し上げます。基本的に議事録に関しましてはミスがないことが前提です。今回は偶然ミスがあることがわかりました。再発防止のための体制はどうするのかというのが一番根本にあるのだろーと思いますけれどもいずれにしても当時は事務局一人がテープ起こしから始まって議事録作成をしておった体制でした。今は一応事務局の中でもチェック体制もしっかりできる状況になっています。最終的には議事録署名人と私がチェックして議事録が間違いないかどうか確認をするという前提で今動いています。今回偶然案件がありましたけれども基本的に議事録の修正があるような案件をどういう体制を取るのかというのが田中委員からのご説明でしたけどそういう体制じゃなくって基本的に間違いをなくす前提で今後とも動く、間違いがあるための体制をどうするかというようなことを明文化する必要は基本的にはなくて個別案件でそれは個々で対応してまいりたいということが基本的な体制になるかと思います。もう一つは何でしたっけ田中委員からの。今回の総会に諮る案件に関しまして角井委員からのご提案で色んな審議案件に関しましては事前に文章でという話をさせてもらいました。一応それを前提で動いておりますけれども今回は一応最終的に内容チェックをし間違いがあることがわかって議案化をするにあたってちょっと手間がかかりました。最終的に今回の総会で諮らなければ一か月後のまた総会で諮るということになります。それだけ時間が長くなる。そのあたりも懸念があったもので今回急に議案としてお諮りし対応させていただいたところでございます。角井委員からのご提案があった案件みたいに事前に審議ができるような体制ならば文章で事前協議をし最終的に総会の議案事前にお渡しをしそれを議決をするというような手続きを踏んでまいりたいというのは変わりませんけれども今回は期間があまりにもかかりすぎるといのがあって今回の総会にお諮りしたということをご理解いただければと思っております。以上が答弁ですけれども田中委

員何かありましたら。

13番

先ほども申し上げましたけれどもどうしても今日同じ場でもよかったのでそういうご認識があるんであればですねまずこの場でその議事録を訂正する場合の審査会にかけて採決を取るというそのルールをまずは諮ってそれでオッケーということであればその後この議事録の訂正の審査会の議案をあげればよかったその時間的なものがあれば制約があるのであればそういう方法もできたんじゃないのかなと。まあそういう文書でルールを提案するということが前提ということが生き続けているんならそれはそれでいいですけどもただやり方としてはそういう方法もあくまでも形式的であってもそういう方法を取るべきじゃなかったのかと私は思います。それでまあ逆に言うのですね時間的緊急性があるものであればその新しく作ったその文書で審議提案をする場合は文書で提案して総会で諮るということはですね緊急性のある場合は除外すると対象外だというようなまあご答弁にも聞こえたんでですねそうであればその文書で提案するというこの間決まったルールは緊急性のある場合は除外するというのを一言入れなきゃいけないんじゃないかなと。まあ実態と合致してないからそのどちらかじゃないかなと思うんですけどまあそれは今後のご検討でも結構です。以上です。

議長

今のご意見に対しましては内部検討はさせていただきますけど今日の答弁は差し控えさせていただきます。他にご意見がありましたら。角井委員。

5番

今後もし議事録の修正とかをするっていう風になった場合農業委員会にかけるという話になるんであればですけど誤字脱字程度で全部総会にかけてくるというのもあまりに「なになにが」が「なになにで」になってましたとか。あとは脱字があった誤字があったとか。今回は本当に文書の内容自体が違ってしまったというので訂正審議かけていただいたこと自体は丁寧だったと思うんですけどあまりにも小さい修正や文つなぎや脱字程度でいちいちこの総会にかけて修正しますっていうのも非効率だと思いますので議案にあげるにしてもそのあたり検討していただいてから議案にあげていただければと思います。

議長

今のは今後の課題として聞かせていただければと思います。他にご意見がありましたら。

(質問等なし)

それでは、採決をとりたいと思います。本件、第68回周防大島町農業委員会総会議事録の訂正について許可することに異議のない農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程４、報告事項１、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項１、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。西方、東安下庄、西安下庄、久賀、出井にて４件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 39 ページから 52 ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局 次回総会開催日は６月１４日（金）午前９時３０分から、久賀庁舎３階会議室を予定しております。議案送付は６月５日（水）までを予定しております。報告は以上です。

議長 では、以上をもちまして第 103 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和6年5月15日開催の第103回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 6 年 6 月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____